

2020年度 一般社団法人 山口県社会福祉士会
事業計画

(**新** : 本年度からの新事業)

1 基本方針

社会福祉士の倫理を確立し、専門的技術を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第一期中期計画（5か年目標 2020-2024）を策定しました。

本年度は、中長期計画の初年度にあたることから、第一期中期計画の基本方針に基づき、目標の達成を見据え、一つ一つできることから取り組むこととする。

- (1) 組織基盤の整備・強化
- (2) 次世代・後継者育成の強化
- (3) 権利擁護及び地域福祉の増進
- (4) 専門性の向上
- (5) 発信力の強化
- (6) ネットワークの構築・強化

2 事業方針

基本方針にもとづき、次の事業方針を掲げる。

(1) 組織基盤の整備・強化

ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担える組織基盤の整備・強化を図るため、強い組織化、会員支援の整備・強化、事務局体制の強化を行う。

1) 強い組織化

- ① 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業を推進するため、中期目標の実現に向け、第一期中期計画の実施状況を評価しながら、重点目標を掲げる。
- ② 新入会員の拡大を図るとともに、退会抑制策を講じる。
- ③ 会員参加型の法人運営の推進を目指すため、会活動へのマンパワーの拡大を進める。
- ④ 本会体制の強化を図るため、本会の業務遂行の決定と監督の強化及び会員が身近な地域での活動の場づくりの推進を行う。
- ⑤ 財政の健全化と強化を目指すため、財源と事業の均衡状態を確立するとともに、新たな収入を確保する。

2) 会員支援の整備・強化

- ⑥ 日本社会福祉士会との綱紀案件事務委託契約の解除を視野に入れ、本会独自の綱紀案件対応システムの構築について検討する。
- ⑦ 会員支援の体制を整備・強化するため、ストレスケアや会員の権利擁護的機能としてスーパーバイズ機関の周知及び整備を行う。

3) 事務局体制の強化

- ⑧ 業務運営の安定化と効率化を図れるよう、事務局体制を強化する。

(2) 次世代・後継者育成の強化

社会福祉士として、次世代を担う子供たち、資格取得を目指す方、そして、後継者の育成を図る。

1) 次世代育成の取組み強化

- ① 社会福祉士を目指す子供たちを増やすため、子どもへの働きかけを推進する。
- ② 社会福祉士資格取得を目指す学生に対して、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する。また、養成施設との連携強化を図るため、実習連絡協議会等への会員派遣を行う。
- ③ 権利擁護と福祉の増進に貢献できる資質を有する社会福祉士の養成を目指して、

社会福祉士国家試験の合格に資することができるように、全国統一模擬試験の機会を提供する。

2) 後継者育成の強化

- ④ 社会福祉士後進育成のため、実習指導者の養成と実習現場の支援の推進を行う。

(3) 権利擁護及び地域福祉の増進

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進を図るため、ブロック活動部の強化、公益事業部の強化・拡充、委託事業部の強化を行う。

1) ブロック活動部の強化

- ① 活動機会の最低水準化、会員相互交流の活性化、地域に即した活動の強化やまちづくりへの参画推進を図るとともに、会員ファーストや計画に応じた財源導入を意識化することで、ブロック活動を活性化させて、参加率の向上に向けた取り組みを行う。

2) 公益事業部の強化・充実

- ② 権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進を図るため、権利擁護センターぱあととなあ山口委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ③ 子ども家庭支援に関する事業の促進を図るため、スクールソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ④ 罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進を図るため、刑事司法ソーシャルワーカーの養成を検討する。
- ⑤ 災害支援事業の推進を図るため、災害対応ガイドライン・マニュアルの周知及び実効性の向上に取り組むとともに、災害支援協力員の拡大や災害支援協力員のネットワークの推進を行う。

3) 委託事業部の強化

- ⑥ 障害者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、障害者権利擁護センター運営事業を充実させる。
- ⑦ 高齢者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、高齢者虐待対応関係者研修を充実させる。また、権利擁護支援専門職チームの機能強化を図る。
- ⑧ 社会福祉士の専門性を発揮させるため、新たな委託事業の獲得を進める。

(4) 専門性の向上

社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるため、キャリアアップ体制の強化、専門的・実践能力の向上、認定社会福祉士制度の普及・認定社会福祉士取得の推進を行う。

1) キャリアアップ体制の強化

- ① 生涯研修制度の周知及び企画運営への活動率の向上を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

2) 専門的・実践力の向上

- ② 地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能を発揮できる実践能力の強化を図るため、地域を基盤として独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取組みの促進、ジェネラルな視点を持ったスペシフィックなソーシャルワーカーの育成、理論とアプローチに基づいた実践力の向上及び高い倫理観の確立を行う。
- ③ 実践研究・実践報告の推進を図るため、実践で得られた知識や技術を発表する機会を確保し、実践力、報告力及び実践研究の質を向上させるとともに、会員間で共有する機会を提供する。
- ④ e-ラーニングの普及・活用の推進を図る。

3) 認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進

- ⑤ 基礎研修の促進・充実を図るため、基礎研修の質を担保させる取り組みを行う。
- ⑥ スーパービジョン体制を構築し、バイザーの育成とフォローアップの推進を行う。

- ⑦ 認定社会福祉士の資格取得支援の推進を図るため、取得しやすい環境の整備や認定社会福祉士へのフォローアップを行う。

(5) 発信力の強化

本会の事業の取り組みや社会福祉士の専門性などの情報発信の強化を図り、社会的認知の向上を図る。

1) 情報発信の強化

- ① 会の役割・責任・魅力発信の強化を図るため、情報発信の内容や方法などの検討を行う。

2) 社会的認知度の向上

- ② 社会福祉士の役割と機能を浸透させるため、ソーシャルワーカー関係団体以外や企業・異業種へ個々の社会福祉士の存在感を発信する。

(6) ネットワークの構築・強化

会員相互の交流促進、そして、行政や県内外のソーシャルワーク関連団体及び関連団体以外との連携を進め、ネットワークの構築を図る。

1) 会員相互の交流促進

- ① 社会福祉士は知識・技術を習得するだけではなく、会員相互のネットワークも備えておくことが求められる。会員相互交流の場の拡充を図るため、個々の社会福祉士の存在感を発信するとともに、SNSなどの電子情報媒体の活用やネットワークリストの普及・拡大に向けた取り組みを行う。

2) 行政との連携

- ② 行政との連携強化を図るため、地域における活動基盤の強化・拡大に取り組む。

3) 県内のソーシャルワーカー関係団体との連携

- ③ 山口県ソーシャルワーカー連盟との連携強化を図るため、年2回連盟協議会へ参画するとともに、SWDの協働開催やソーシャルアクションの推進を行う。
- ④ 四会連絡協議会との連携強化を図るため、協定書に基づいた取り組みを行う。

4) 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携

- ⑤ 山口県弁護士会との連携強化を図るため、協定書に基づいた活動の強化を行う。また、分野別団体との連携促進を図るため、研修などの後援申請の増進や連絡会等への参画推進を行う。

5) 県外のソーシャルワーカー関係団体との連携

- ⑥ 日本社会福祉士会との連携強化を図り、広く社会福祉の向上に貢献する。
- ⑦ 中国ブロック県士会との連携強化を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。
- ⑧ 都道府県社会福祉士会との連携強化を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

3 事業

(1) 役員会等の開催

事業方針にもとづき、役員会等並びに各部及び委員会等は次の事業を行う。

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 定時社員総会 | 年2回 |
| ② 理事会 | 年4回 |
| ③ 業務執行理事会 | 随時 |
| ④ 監査 | 年1回 |
| ⑤ 各部・各委員会・各ブロック会議 | 随時 |
| ⑥ ブロック長会議 | 年2回 |
| ⑦ 中国ブロック長会議 | 年1回 |

(2) 委託事業部

事業方針にもとづき、委託事業部は次の事業を行う。

■委員会名：障害者権利擁護センター委員会

○担当理事：河内裕子

○委員長：河内裕子

○委員：磯地美香、岡本英樹、伊藤孝司、山田妙子、平岡龍一郎、原田和夫、岡崎千恵美、佐藤正昭、河口鈴佳、荒川奈津枝、石津育幸、石川智子、安光洋平

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る権利擁護等に関する事業を行う。

【基本方針】

- 障害者虐待防止法の周知啓発を図る。
- 障害者虐待防止について、研修会、派遣活動等を通じて適切な支援を行う。

【重点目標】

障害者虐待防止法の一層の周知啓発を図るとともに、市町虐待防止センターのニーズ把握等を通して活用しやすい関係性を構築していく。

【活動内容】

山口県より、障害者権利擁護センター運営事業を受託（予定）し、次の事業を展開する。

1. 使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
2. 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介
3. 障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他援助
4. 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報収集、分析、提供
5. 関係機関等に対する普及啓発及び研修
6. 市町虐待防止センターへの権利擁護専門職チームの派遣
7. 障害者権利擁護支援専門職チームの資質向上を図るとともに、障害者虐待発生時の迅速かつ適切な対応を支援するために、平成 28 年度より作成している「障害者虐待事例の対応に関する事例集」の事例を追加する。
8. 関係機関等との協働による当事者向けの研修の開催
9. 障害者差別解消法の相談窓口の設置

■委員会名：高齢者権利擁護推進委員会

○担当理事：吉村直美

○委員長：佐藤奈津子

○委員：長岡佐都子、内藤誠、赤崎敦子、安光洋平

【委員会設置目的】

権利擁護業務等について社会福祉士としての専門性を発揮することができるように、また、社会福祉士間のネットワークづくりや個々のスキルアップを図ることを目的として研修等を開催し、地域包括支援センターに従事する社会福祉士を支援する。

【基本方針】

- 地域包括支援センターにおいて対応の苦慮することが多い「高齢者虐待対応」についての研修会や情報交換をおこなう機会をつくることで、県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。
- 各圏域の地域包括支援センターが抱える悩みを圏域に所属する地域包括支援センター支援員が身近な相談者となり、地域包括支援センター支援員間のネットワークを活用し、悩みが解決できるようにする

【重点目標】

県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。

【活動内容】

山口県より、高齢者権利擁護推進事業、地域包括ケア専門職派遣システム構築事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

1. 高齢者権利擁護事業

- ① 相談調整窓口の設置
- ② 権利擁護支援専門職チームの派遣
- ③ 高齢者虐待対応等の権利擁護に関する事例検討会及び業務についての悩みやストレスの解消につながる研修会や情報交換会の開催。

2. 地域包括ケア専門職派遣システム構築事業

- ① 相談調整窓口の設置
- ② 地域包括支援センター等への専門職や学識経験者派遣

3. 委員会を年3回開催

上記の事業の遂行にあたり年3回委員会を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

(3) 公益事業部

事業方針にもとづき、公益事業部は次の事業を行う。

■委員会名：権利擁護センターぱあととなあ山口委員会

- 担当理事：安光洋平
- 委員長：安光洋平
- 副委員長：山本孝博、讃井康一
- 委員：上田克典、平本康喜、藤本稔、鬼木泰子、蓮住さつき、野原徹、池本恭子、豊嶋典子、頃末能宏、佐藤義浩

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民が地域で自立した生活を送ることができるように、権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業を行う。

【基本方針】

- 地域住民が抱える課題解決やニーズに応えるため、社会福祉士が身近な存在となるよう、社会福祉士の活動を広く地域住民に周知していくことができるように努める。
- 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び対人援助技術等の向上を目指す。
- 各圏域の活動を活性化し、会員同士の顔が見える関係をつくることで、相互に協力し支え合う組織づくりを目指す。
- 弁護士会等他の職能団体や関係機関との協同、連携の強化に努める。

【重点目標】

1. 倫理綱領、行動規範を意識した活動の実践。
2. 成年後見制度利用促進に向けた体制整備への参画及びぱあととなあ山口体制の検討。

【活動内容】

1. 権利擁護に関する相談事業

- ・本会事務局に相談窓口を設置
- ・成年後見等無料相談会の開催
- ・高齢者・障害者出張相談へのスタッフ派遣

2. 成年後見人等候補者の推薦に関する事業

- ・成年後見人等の推薦
- ・成年後見人等受任者の支援
- ・ばあとなあ名簿登録審査
- ・ばあとなあ活動報告チェック（年2回）
- ・業務監査委員会の開催（年2回）
- ・本会事務局に相談・苦情受付窓口を設置

3. 未成年後見人等候補者の推薦に関する事業

- ・未成年後見等の推薦
- ・未成年後見等受任者の支援
- ・ばあとなあ名簿追記登録審査
- ・日本社会福祉士会と連携して、ばあとなあ活動報告チェック
- ・業務監査委員会の開催（年2回）
- ・本会事務局に相談・苦情受付窓口を設置

4. 研修等に関する事業

- ・成年後見人材育成研修への受講者の推薦
- ・名簿登録研修の開催
- ・名簿登録更新研修の開催
- ・圏域ごとに弁護士会との合同勉強会の開催
- ・ばあとなあ山口全体会議で事例検討や勉強会の実施（年4回）

5. 啓発事業に関する事業

- ・成年後見制度活用セミナーの開催（年1回）

6. 権利擁護に関する専門職団体、関係機関との連携に関する事業

- ・日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあとの連携
- ・山口県弁護士会との合同勉強・協議会の開催（年3回）
- ・法テラス地方協議会への出席
- ・山口県地域福祉権利擁護事業契約締結審査会への委員派遣

7. 成年後見制度利用促進に向けた体制整備への参画及びばあとなあ山口体制の検討

- ・成年後見利用促進計画に関する三士会（本会、山口県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート山口支部）との連携・協力
- ・山口家庭裁判所との連絡協議会（2か月に1回程度）
- ・市町の成年後見制度利用促進に向けた体制整備への参画
- ・ばあとなあ山口会員への成年後見制度利用促進に関する情報提供
- ・成年後見制度利用促進に向けて、ばあとなあ山口体制の継続検討

8. 「意思決定支援の実践に向けた研修（仮題）」の開催 **新**

- ・研修におけるファシリテーターの養成
- ・研修の開催

9. 本会の他委員会との協働・連携

- ・本会主催の研修会への協力
- ・ばあとなあ山口の情報伝達手段を活用した情報提供や協力要請

・支援専門職チームへの参画

10. 委員会・全体会議の開催(年4回)

- 第1回目：2020年04月25日(土) 審議事項) 2019年度事業報告、決算報告など
- 第2回目：2020年08月22日(土)
- 第3回目：2020年12月05日(土)
- 第4回目：2021年01月30日(土) 審議事項) 2021年度事業計画、収支予算など

11. その他、権利擁護に関すること

■委員会名：スクールソーシャルワーク委員会

○担当理事：杉山美羽

○委員長：中村幸一郎

○委員：岩金俊充、藤井あゆみ、道中朋子、中村あゆみ、藤田和博

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、スクールソーシャルワークに関する事業を行う。

【基本方針】

- 県のFRアドバイザーに登録される社会福祉士(SSW)の推薦をする。
- 各市町教育委員会が雇用するSSWの推薦要請があった場合に、対応可能な社会福祉士(SSW)を推薦する。
- 県内のいじめ問題に関する協議会や対策委員会、調査委員会、検証委員会等に会員を推薦する。
- SSWの資質向上のための、①SSW研修会(必須研修)、②新規SSW研修(基礎研修)、③スキルアップ研修(いじめの内容を含める)、④市町SSWリーダー研修を県精神保健福祉士協会と共同で開催する。また勉強会として⑤SSW未来塾を年2回実施する。
- 県市町教育委員会と協働しながら、県市町での事業評価(年間目標の設定とモニタリング)と、SSWの資質向上を行う。
- フードバンク山口と連携して、貧困家庭への支援を展開する。
- スクールソーシャルワークの実践を通して、子どもやその家族へ最善の支援を行っていく。

【重点目標】

1. 会員の支援上の困り感に素早く対応して、バーンアウトの防止と資質向上に努める。
2. 子ども、保護者、学校、教育委員会など関係機関からのクレームに対して早期に対応し、不適切な支援についての指導とスキル向上のための支援を行い、関係の改善と信用の向上に努める。
3. 理論に基づいたスクールソーシャルワーク実践と資質向上のため、運営委員が「SSW運営委員用SVシート」を使用し、会員に対して年間、原則1回以上のSVを行う。
4. フードバンク山口と連携し、貧困家庭への支援の実績を積む。

【活動内容】

1. 現任者への相談・支援
2. 現任者への研修の企画・運営
3. 現任者への資質の維持・向上のための制度やマニュアル作りと運営
4. 苦情・要望の受付窓口
5. SSWの名簿登録推薦条件の策定
6. SSW希望者の選考・決定

- 7. 県との制度や待遇についての交渉
- 8. 精神保健福祉士協会の SSW 担当部局との連携
- 9. SSW 実践者へのアンケート調査 **新**
- 10. その他、SSW 事業に関わること

(4) 総合企画部

事業方針にもとづき、総合企画部は次の事業を行う。

○部会長：橘康彦

○担当理事：藤本真樹、尾中未来、杉山美羽、遠藤嵩大、山本孝博、讃井康一、服部恭弥、安田風明

【委員会設置目的】

社会情勢の変化に伴い社会福祉及び介護を取り巻く状況の変化に応じて、職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を推進することで、社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるとともに、社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。

【基本方針】

○ 第一期中期計画の基本方針に基づき、目標の達成を見据えた事業展開を行う。

【重点目標】

本年度は、中長期計画の初年度にあたることから、第一期中期計画の目標の達成を見据え、一つ一つできることから取り組むとともに、実施状況の評価を行う。

【活動内容】

1 組織基盤の整備・強化

- (1) 第一期中期計画の実施状況の評価を行う。 **新**
- (2) 会員数 750 名を目標に、ブロック活動部の協力を得て新入会員の拡大を図る。 **新**
- (3) 次の 8 つの事業について、企画や運営を担う会員を募集し、企画チームを立ち上げる。(下記⑧は当日のスタッフのみを募集する) **新**
 - ① 四会連絡協議会&刑事司法ソーシャルワーカー養成の検討
 - ② 第 22 回定時社員総会時の講演会
 - ③ 第 23 回定時社員総会時の講演会
 - ④ 理論とアプローチに関する研修会
 - ⑤ 独立型社会福祉士実践報告会
 - ⑥ 専門職としての価値・知識・技術の向上を図る研修会
 - ⑦ 広報の検討
 - ⑧ 基礎研修の当日スタッフ
- (4) 2021 年 6 月役員改選に向け、本会体制の強化について検討を行う。 **新**
- (5) 新たな収入を確保するため、収益事業につき模索をはじめ。 **新**
- (6) 本会独自の網紀案件対応システムの構築を検討するため、他都道府県士会の状況について情報収集を行う。 **新**
- (7) 本会規程第 13 号「会員に対する支援の実施規程」の周知を図り、スーパーバイズ機関の存在を知らせ、活用を促す。 **新**

2 次世代・後継者育成の強化

- (1) 次の事業を進めるにあたり、公益事業部内に、「キャリア教育推進委員会」を設置する。 **新**

- ① 子どもへの働きかけを推進している他団体等の取り組みを参考に、社会福祉士を目指す子どもたちを増やす取り組みを検討する。
 - ② 山口県立大学、YIC 介護福祉専門学校にて、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する。
 - ③ 山口県立大学の実習連絡会議へ出席。
 - ④ 社会福祉士実習指導者講習会の開催。
- (2) 社会福祉士全国統一模擬試験の実施
日程：2020年10月下旬～11月上旬（予定）

3 権利擁護及び地域福祉の増進

- (1) ブロック活動部と協力し、次の事業を進める。 **新**
 - ① 全ブロックにて、新入会員歓迎会の開催。
 - ② 全ブロックにて、オリエンテーションの開催。
(内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど)
 - ③ 各ブロックで新入会員の目標数を設定して、会員数750名を目指す。
- (2) 罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進を図るため、他都道府県士会の状況について情報収集を行うとともに、2019年度に実施した「福祉的支援を必要とする罪を犯した人の支援状況調査」の調査結果をもとに取り組みの検討を行う。
新
- (3) 災害支援事業の推進を図るため、他都道府県士会の活動事例について情報収集を行うとともに、災害支援協力員の募集を継続する。
- (4) 社会福祉士の専門性を発揮させるため新たな委託事業の獲得に向け模索する。 **新**

4 専門性の向上

- (1) 研修受講のメリットや研修案内の標記を工夫する。 **新**
- (2) 次の5つの研修などを開催する。 **新**
 - ① 第22回定時社員総会（6月）時の講演会
(内容：認定社会福祉士制度、実践研究・実践報告のすすめなど)
 - ② 第23回定時社員総会（3月）時の講演会
 - ③ 理論とアプローチに関する研修会
 - ④ 独立型社会福祉士実践報告会
 - ⑤ 専門職としての価値・知識・技術の向上を図る研修会
- (3) 日本社会福祉士会のe-ラーニング事業にかかる本会に所属する正会員が視聴する際の費用を本会が負担する。
- (4) 基礎研修の促進・充実を図るため、次の事業を行う。
 - ① 基礎研修Ⅱ・Ⅲ科目別受講
 - ② 基礎研修Ⅰ 新規入会者限定キャンペーンの実施 **新**
 - ③ 基礎研修に係るファシリテーター要請・育成 **新**
- (5) スーパービジョン意見交換会の開催 **新**
- (6) 認定社会福祉士の資格取得支援の推進のため、次の事業を行う。
 - ① 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催
 - ② スーパービジョン準備実施研修

5 発信力の強化

- (1) 広報検討の企画チームを設置して、パンフレットの作成やホームページ、会員専用メール、会報Joy'nなど情報発信の内容などを検討する。 **新**
- (2) 定期的に情報発信（年5回（5月末、7月末、9月末、11月末、2月末））を行う。
- (3) 本会会員の人材バンク登録制度の導入。 **新**

6 ネットワークの構築・強化

- (1) ネットワークリストの普及・拡大を行う。
- (2) 各種委員等へ会員の推薦。
- (3) 山口県ソーシャルワーカー連盟との連携強化を図るため、次の事業を行う。
 - ① 年2回山口県ソーシャルワーカー連盟会議に参画
 - ② ソーシャルワーカーデーイベントの共催
- (4) 四会連絡協議会との連携強化を図るため、次の事業を行う。
 - ① 四会連絡協議会に出席する。
 - ② 罪に問われた高齢者、障害者の刑事弁護における司法と福祉の連携のための四会合同研修会（年2回）の開催
- (5) 研修開催においては、積極的に後援申請を行う。
- (6) 本会として事業推進が必要と思われる日本社会福祉士会主催研修等へ受講者推薦を行うとともに、研修終了後は本会にて伝達研修等を行う。
- (7) 公益社団法人日本社会福祉士会が主催で委員会の組織・スーパーバイズ体制強化等を図る目的で開催される研修等に正会員を派遣し、次世代の人材育成を図る。
- (8) 日本社会福祉士会の生涯研修センター及び各種委員会等との連携・協力を図る。
- (9) 綱紀案件事務委託契約の締結。
- (10) 中国ブロック県士会との連携強化を図るため、次の事業を行う。
 - ① 年2回中国ブロック会議に出席する。
 - ② 協定に基づき、基礎研修ⅠⅡⅢ振替受講の受け入れを行う。
- (11) 都道府県社会福祉士会との連携強化を図るため、次の事業を行う。
 - ① 福岡県社会福祉士会への基礎研修ⅠⅡⅢの振替受講の申し入れを行う。
 - ② 福岡県社会福祉士会との意見交換を行う場の設定。

(5) ブロック活動部

事業方針にもとづき、ブロック活動部は次の事業を行う。

■岩国市・和木町ブロック

○ブロック長名：平岡龍一郎

○11月末ブロック会員数：53名

【重点目標】

岩国市・和木町ブロックの活性化と地域福祉の充実を重点に置く。ブロックの活性化として、他領域の専門職や組織団体と共同した研修を図ることで、相互の専門性の拡大と連携強化を深め、地域の福祉ニーズに即した、包括ケアの充実へと繋げることを目標とする。

【活動内容】

1. 定例会

月の担当者を割り当て、活動内容については、その担当者に委ねる。講師派遣や施設見学等、内容については多種多様に開催する。

 - ・偶数月の第3金曜日開催予定
 - ・会場 岩国市福祉会館 時間 19時～21時
2. メーリングリストの有効活用

メーリングリストを通じて研修や交流会の案内に限らず、各々の相談や意見交換が出来るツールとして活用する（現在の登録者数86名（内、会員24名））
3. 仲間と絆を深めよう会（年2回 懇親会、新年会）
 - ・新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めため機会として開催する。
4. 社会貢献活動（地域で社会福祉士が出来ること：年1回）
5. 個別地域ケア会議への参加（岩国市地域包括支援センター依頼 随時）

6. いわくに住環境・福祉機器研究会の出席（代表者1名）
7. 岩国市地域包括ケア推進協議会の出席（圏域各1名）
8. 岩国市介護認定審査会、障害支援区分審査会の出席（要請時、対応）
9. ソーシャルワークの専門職団体との共催で『ソーシャルワーカーデーin やまぐち』を開催し、県内の様々な分野で活躍するソーシャルワーカーが集い、日頃の活動報告を行うとともに、ソーシャルワーカーの一層の連携を深め、学生や県民に社会福祉士の存在と役割を発信する。
今年度の企画運営は、東部ブロック（周南市・下松市・光市ブロック、柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック、岩国市・和木町ブロック）が担当する。
10. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど）
ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、e-ラーニングの普及・活用の推進などを旨とする。
11. 本会員数 750 名を目指し、ブロック単位で新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して取り組む。

■柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック

○ブロック長名：亀山雄樹

○11月末ブロック会員数：55名

【重点目標】

- 講義形式での研修会開催にてスキルアップ
- 情報交換にて、会員同士のネットワーク強化

【活動内容】

1. 定例会（ブロック研修会）
「しゃべり BAR in サザンセント」
隔月（偶数月）の第2金曜 19時～ 柳井市文化福祉会館
もしくは県域内の公的施設を現在検討中

【内容】

- * 会員の興味のあるテーマでの講義研修（年4回予定）
 - * お仕事紹介シリーズ（会員所属機関の紹介・県域内の関連団体における諸活動紹介他）
 - * フリートーク（SWとしての悩み相談、事例検討等）
 - * 親睦会「新入会員歓迎会&会員交流会」
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めるための機会として開催する。
 - * 必要に応じてブロック会議の開催
 - * 他の職能団体や関係機関等との連携
2. 会員への情報伝達、会員確保
研修会の連絡時・本会HP・SNS等を活用し、ブロック研修会や会議等の周知、本会員数 750 名を目指し新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して本会未加入者へ入会の呼びかけを行う。
 3. ソーシャルワークの専門職団体との共催で『ソーシャルワーカーデーin やまぐち』を開催し、県内の様々な分野で活躍するソーシャルワーカーが集い、日頃の活動報告を行うとともに、ソーシャルワーカーの一層の連携を深め、学生や県民に社会福祉士の存在と役割を発信する。

今年度の企画運営は、東部ブロック（周南市・下松市・光市ブロック、柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック、岩国市・和木町ブロック）が担当する。

4. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど）
ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、e-ラーニングの普及・活用の推進などを旨とする。

■周南市・下松市・光市ブロック

○ブロック長名：白井智寛

○11月末ブロック会員数：124名

【重点目標】

社会福祉士としての意識の向上・スキルアップを図れるよう、ブロック活動を充実させ参加者を増やす。また、顔が見える関係づくりを行い、会員相互だけでなく多職種での円滑な連携を図れるようにする。

【活動内容】

1. ブロック会議
ネットワークの形成、資質の向上、困難事例への対応策検討、多職種連携等を目的として、社会福祉士の精神的なサポートも含め実施する。
2. 研修会の開催
会員の希望や時事的課題をテーマとして、多職種連携・会員同士の繋がりを深められるような研修会を開催する。
3. 新入会員歓迎会&会員交流会
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めるための機会として開催する。
4. 成年後見制度の利用促進に関する取組
制度の啓発活動や社会福祉士のPRを兼ね、周南地区（熊毛）において定期的に開催する。
5. 情報提供サービスの実施と活用
県士会のHPやメーリングリスト等を活用し、情報の共有と会員相互の繋がりを深める。
6. 他団体との連携
必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。
7. ソーシャルワークの専門職団体との共催で『ソーシャルワーカーデーinやまぐち』を開催し、県内の様々な分野で活躍するソーシャルワーカーが集い、日頃の活動報告を行うとともに、ソーシャルワーカーの一層の連携を深め、学生や県民に社会福祉士の存在と役割を発信する。
今年度の企画運営は、東部ブロック（周南市・下松市・光市ブロック、柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック、岩国市・和木町ブロック）が担当する。
8. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど）
ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、e-ラーニングの普及・活用の推進などを旨とする。

9. 本会員数 750 名を目指し、ブロック単位で新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して取り組む。

■山口市・美祢市ブロック

○ブロック長名：野原 徹

○11 月末ブロック会員数：153 名

【重点目標】

- 研修参加を通して会員としての意識を高める。
- 会員同士のネットワークを作り、顔の見える関係づくりを目指す。
- ネットワークを活かし、制度の狭間の問題に対して取り組む。

【活動内容】

1. 研修会の実施

会員のスキルアップや連携強化につながるような研修を年 3~4 回実施する。

- ① 5 月 ブロック研修会
- ② 6 月 新入会員歓迎会&会員交流会
6 月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めるための機会として開催する。
- ③ 10 月 ブロック研修会
- ④ 2 月 ブロック研修会

2. 地域課題への対応

地域課題に対して相談を受けた場合には、会員相互の強みを生かして問題解決に取り組む。

3. 他団体との連携

必要に応じて、他の職能団体や関係機関等との連携を図る。

4. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど）

ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、e-ラーニングの普及・活用の推進などを目指す。

5. 本会員数 750 名を目指し、ブロック単位で新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して取り組む。

■防府市ブロック

○ブロック長：越智尚史

○副ブロック長：伊勢本彩那

○会計：瀧口コヅエ

○11 月末ブロック会員数：56 名

【重点目標】

- 未加入者を勧誘して新しい会員を増やす。
- 「多職種」・「他職種」連携が図れるような仕組みを作る。
- 社会福祉士会会員同士のネットワークを作る。

【活動内容】

1. 2 か月に 1 回、勉強会及び情報交換会を実施。

- ・なるべく参加しやすい研修を企画して開催する。
- ・勉強会等を通じていろいろな士業の役割を知って連携する。
- ・勉強会や情報交換会に参加した未加入者への入会の呼びかけを行う。

・そのうち、年4回をフリートークの会として開催予定。

2. 他団体と合同で研修会を開催する。
 - ・防府薬剤師会と合同で年3回研修会開催する。
3. メーリングリストを整備して活用する。
 - ・メーリングリストをどのように活用して情報を共有するのか検討する。
 - ・LINE グループの充実を図る。
4. 親睦会（顔の見える関係作り）を開催する。
 - ・研修会後の交流会や忘年会など企画して開催する。
 - ・新入会員歓迎会&会員交流会
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めるための機会として開催する。
5. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど）
ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、e-ラーニングの普及・活用の推進などを旨とする。
6. 本会員数 750 名を目指し、ブロック単位で新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して取り組む。

■宇部市ブロック

○ブロック長名：安光洋平

○11月末ブロック会員数：66名

【重点目標】

- 会員間の相互のつながりの強化
- 会員数の増加
- 会員が参加したいと思える研修の開催

【活動内容】

1. 定例会
9月、2月に研修会の実施（予定）
2. 新入会員歓迎会&会員交流会
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めるための機会として開催する。
3. 審査会等への会員の推薦。
4. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど）
ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、e-ラーニングの普及・活用の推進などを旨とします。
5. 本会員数 750 名を目指し、ブロック単位で新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して取り組む。

■山陽小野田市ブロック

○ブロック長名：植木 亨

○11月末ブロック会員数：40名

【重点目標】

- ブロック会員のネットワークづくり
- ブロック会員による他機関とのつながりを強化
- 社会福祉士として活躍場を広げるためのスキルアップ研修会の実施

【活動内容】

1. 研修会の開催
年に4回程度の情報交換会や研修会を開催。
2. 親睦会の開催。
 - ・顔の見える関係作り、ブロックの活性化へと繋げる。
 - ・新入会員歓迎会&会員交流会
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めるための機会として開催する。
3. 他団体との連携
必要に応じて、他職種や関係機関等との連携を図る。
4. メーリングリストを整備して活用する。
ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。
5. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、eラーニングなど）
ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、eラーニングの普及・活用の推進などを旨とする。
6. 本会員数750名を目指し、ブロック単位で新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して取り組む。

■萩市・長門市・阿武町ブロック

○ブロック長名：山中翔平

○11月末ブロック会員数：53名

【重点目標】

- 会員の興味のある研修会や親睦会の開催により、ブロック活動への参加人数を増やす。
- メーリングリストで情報を発信していく。

【活動内容】

1. メーリングリストの活用、情報共有
研修案内等の発信
2. 年2回研修会を開催する
 - ・それぞれの委員会活動についての研修会を行う。
 - ・多職種連携 2020年度は社会福祉協議会職員による事業紹介、仕事紹介
3. 会員同士の親睦を深める機会を設ける。
 - ・年2回（6月は萩市内、12月は長門市内）、懇親会を開催する。
6月は新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めるための機会として「新入会員歓迎会&会員交流会」を開催する。
 - ・基礎研修や認定社会福祉士、委員会の活動内容を懇親会で紹介する。

・自分の働いている職場、仕事内容についての紹介、情報共有。

4. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど）
ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、e-ラーニングの普及・活用の推進などを目指す。

5. 本会員数 750 名を目指し、ブロック単位で新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して取り組む。

■下関市ブロック

○ブロック長名：佐藤義浩

○幹事名：執行部 榊田智寛（副ブロック長）

石塚忠志 石津育幸 花貫一博、田中英之、矢野千春、小川清子

○会計名：事務局（事務担当及び会計担当を執行部から選出する）

○11月末ブロック会員数：114名

【重点目標】

- 複雑且つ多様な社会環境の変化にともない、変化する福祉課題について把握していく。
- 勉強会を通じて、関係機関・団体等と交流をはかり、地域のネットワークの環境整備をする。
- 定例勉強会、ミニ座談会、福祉啓蒙活動を通じて、会員同士のつながりを図る。また、新規加入者の掘り起こしをする。
- 県事務局のホームページを活用して、各活動の案内等の周知を図る。

【活動内容】

1. 研修会の実施

- ・年2回の研修会の実施
（内、1回は介護福祉士会との合同研修会を予定）
- ・年2回の事例検討会の実施予定
- ・施設見学会を年1回の実施予定

2. 地域活動への参加

- ・社会福祉士の認知度をあげていくために、「馬関祭り愛の広場」への参加予定

3. 親睦会

- ・新入会員歓迎会&会員交流会
6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深めるための機会として開催する。

4. 他団体との連携

- ・介護福祉士会との合同研修会を行う予定。また他の職能団体との連携をはかっている。

5. オリエンテーションの開催（内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど）
ブロック活動を通して、会活動の情報を提供することで、会員の会活動への参加率の向上、会員相互交流の活性化、認定社会福祉士の資格取得支援の推進、e-ラーニングの普及・活用の推進などを目指す。

6. 本会員数 750 名を目指し、ブロック単位で新入会員の目標数を設定して、目標達成を目指して取り組む。